**平成２３年（フ）第２０２０号**
さいたま市見沼区大字中川924番地17　ゴールドマンション小熊305
債務者　奥野由紀子（旧姓岩内）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第３６３号**
千葉県八街市文違301番地
債務者　堀部　昌美
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第３８１号**
千葉県八街市朝日384番地20
債務者　石川　好子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第３９２号**
千葉県八街市八街ろ111番地665
債務者　阿部　裕之
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第３９９号**
千葉県成田市稲荷山391番地106
債務者　田中　裕弘
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第２５８号**
新潟県長岡市親沢町692番地３
債務者　星野　豊美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第２５９号**
新潟県長岡市鳥越乙1372番地
債務者　棚橋　英貴
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第１６７５号**
愛知県愛知郡東郷町兵庫２丁目12番地６　サンライズ三ツ池201号
債務者　武田　圭司
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２９０１号**
名古屋市東区白壁２丁目30番16号　ユース白壁303号
債務者　伴野　正和
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１８０号**
鹿児島県志布志市志布志町志布志1819番地１　モンテローゼ壱番館201号
債務者　甲斐　満宏
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２３年（フ）第１９１号**
鹿児島県鹿屋市串良町岡崎3408番地２、前住所鹿児島県鹿屋市串良町岡崎3457番地
債務者　竹之内雅子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２３年（フ）第２１０号**
青森県弘前市大字山王町15番地１　ラルゴ山王203号
債務者　松本　　宏
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２３年（フ）第２１２号**
青森県弘前市大字浜の町東５丁目４番地２　県営住宅８－２－３号
債務者　太田小百合
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２３年（フ）第４０５号**
群馬県高崎市貝沢町615番地６
債務者　小山　照代
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第３２６号**
神奈川県横須賀市小矢部１丁目26番７号　城山パーキングレジデンス４―ニ
債務者　宍戸　光治
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１３７号**
青森県北津軽郡鶴田町大字胡桃舘字池田74番地４　齋藤恵方
債務者　今　　和人
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２３年（フ）第１４４号**
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田64―10、住民票上の住所青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字乙音羽山16番地２
債務者　寺山由美子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係